

官邸・財界主導の農協・農業改革の是正を求める特別決議

安倍首相は、農業の成長産業化を掲げ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農協・農業改革を加速化させている。改革に当たり、「岩盤規制」の打破を強調し、農家所得向上の名のもとに、「改革断行国会」と位置づける今次通常国会に農協法の改正など関連法案を提出することを目指している。

しかしながら、その本質は、規制改革・TPP推進により、資本家や大企業の利益確保を図ることを目的としている。農業生産法人の大幅な要件緩和で企業参入を促進し、農協・農業委員会を形骸化させ、食料生産を企業の金儲けの場開放させることに他ならない。このままでは、食料・農業・農村基本法の理念で掲げる食料の安定供給及び多面的機能の発揮などに甚大な影響を及ぼし、国民生活の安定および国民経済の円滑な運営にも支障を来すことが危惧される。

とりわけ、北海道において、農協は農業生産や営農の継続などに加え、農業者や地域に暮らす住民の生活基盤を支える機能を十分に果たしている。生産現場からは、家族農業の存続や農業・農村の持続的発展に影響があるとし、政府が掲げる地方創生に逆行した地方潰しだと反対の声が上がっている。

このため、生産現場の意見を十分に配慮し、行き過ぎた市場主義・競争原理を強いる官邸・財界主導の急進的な農協・農業改革は断じて行わないよう、次の事項を決議する。

記

- 1．農協改革については、協同活動の本質が損なわれないよう、多様な農業経営の強化や農業生産力の増進、農村社会の維持など重要な役割を担う総合農協としての基本的な枠組を維持すること。
- 2．農業委員会については、地域や農業者の信任を受けた代表者によって、公正・公平な立場で責任ある業務が遂行できるよう、公選制、行政庁への建議など現行の仕組みを基本とすること。
- 3．農業生産法人については、地域の農業者を中心に構成する仕組みを堅持し、過度な企業参入を招く要件緩和は行わないこと。

以上、決議する。

2015(平成 27)年 2 月 12 日

北海道農民連盟第 4 2 回定期総会